

国内スポーツカレンダー登録規定

1965年12月2日制定	1997年10月23日改定	2004年1月1日施行
1984年7月18日第15次改定	1997年12月1日施行	2007年1月5日改正施行
1987年1月1日改定	1998年1月1日施行	2008年1月1日改正施行
1990年1月1日改定	2000年5月11日改正	2014年3月25日改正施行
1990年10月23日改定施行	2000年7月1日施行	
1997年7月24日改定	2003年12月3日改正	

第1条 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）に登録のクラブおよび団体が行うすべての競技会は、JAF国内スポーツカレンダー（以下カレンダーという）に登録されていなければならない。ただし、国際の格式の競技会は、さらに、国際モータースポーツ競技規則付則G項に基づき、国際スポーツカレンダーに登録されることを必要とする。JAFは、国内スポーツカレンダーに登録された競技会の内容を公示する。

なお、本規定はスピード競技のクローズド競技には適用しない。

第2条 登録の方法

1. JAF公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、JAF本部に提出しなければならない。

（登録申請締切日）

- 1) すべての国際選手権競技……………前年の1月15日まで
- 2) すべての国際競技……………前年の6月30日まで
- 3) JAFが制定した選手権競技
 - (1) 全日本および地方レース選手権……………前年の9月15日まで
 - (2) 全日本および地方ラリー選手権……………前年の9月15日まで
 - (3) 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権……………前年の7月15日まで
 - (4) 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権……………前年の9月15日まで
 - (5) 地方サーキットトライアル選手権……………前年の9月15日まで

- 4) 前項3) 以外の国内競技以下の競技
- (1) レース……前年の10月15日まで
 - (2) ラリー……前年の10月31日まで
 - (3) スピード競技……前年の10月31日まで
2. レースのカレンダー登録は、開催場所の所有者の「同意書」を添付すること。
3. クローズド競技として登録された競技は、格式についての変更はできない。

第3条 カレンダーの調整

1. 国際競技およびJ A Fが制定した選手権競技会に限り、お互いの開催間隔は、中10日間以上あいていなければならない。
2. 申請された競技会の開催日程が競合した場合、カレンダーの調整はJ A Fが行い、表1に示された1、2、3、の順序に基づいて優先が考慮される。ただし、順序が同格の場合は、(a)、(b)、(c)による優先順により調整する。
 なお、表中の①、②は優先順位を表す。
3. 特別な事情が生じた場合はJ A Fによって調整される。

表1

優先順位決定項目 \ 順位	第 1 位	第 2 位	第 3 位
(a) タイトル	グランプリ	J A Fの制定による選手権競技	過去3年以上同一タイトルまたは同一内容で開催された競技会
(b) 格 式	国 際	国 内	準国内以下
(c) 組 織 者	J A F	①公認クラブ ②公認団体	①加盟クラブ ②加盟団体

第4条 登録の変更および追加

1. 登録済みのカレンダーは下記の条件を満たさない限り変更できない。
2. すでに登録されたカレンダー登録申請書の記載事項を変更する場合は「国内スポーツカレンダー登録変更申請書」を提出すること。
3. 競技会の日程、格式、車種、開催場所（スポーツカレンダー登録時に未定で、後日確定した場合、同一地方内——別表による——の同一日のオーガナイザーの同意書が必要）の変更および新規追加登録を申請するオーガナイザーは、前後中13日以内に登録されている同一競技種目のオーガナイザーの同意書を下記の条件に従い必要とする。
——この場合の競技種目とは、レース、ラリー、舗装路面におけるスピード競技、未舗装路面におけるスピード競技とする。
 - 1) すべてのレース競技および国内格式以上のラリー、スピード競技オーガナイザーは、
 - (1) 全域の国内格式以上
 - (2) 同一地方内（別表による）の準国内格式以下の同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
 - 2) 準国内格式以下（クローズドを含む）のラリー、スピード競技オーガナイザーは、同一地方内（別表による）の（クローズドを除く）同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
4. オーガナイザーの変更および追加
 - 1) オーガナイザーを変更する場合は、すでに登録済みの競技会のカレンダー登録の取り消しを行った後に、新オーガナイザーによる競技会のカレンダー登録追加申請を行うこと。（第4条3項参照）
 - 2) 共催のため、オーガナイザー数を変更する場合は、カレンダー登録変更申請を必要とするが、改めてカレンダー登録は必要としない。
5. JAFが特に認めた場合は変更または追加できる。

また、国内競技規則3-7により競技会審査委員会が競技会の延期を決定した場合、延期された日程がもとの日程の13日を超えるときは新たに競合するオーガナイザーの2/3以上の同意書をもってJAFの承認を必要とする。

ただし延期された日程が13日以内の場合は前段の同意書を必要としない。

第5条 登録の取り消し

カレンダー決定後に競技会の開催を取り止める場合は、カレンダー取り消し申請書に所定の手数料を添えてJAF本部に提出しなければならない。

ただし、天災地変その他不可抗力により、JAFが開催不能と認めた場合は取り消し手数料は免除される。

第6条 登録・変更・追加・取り消しの手数料

カレンダーにおける登録・日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しの手数料は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。

ただし、第4条5項に該当する場合は手数料は必要としない。

第7条 本規定の施行

本規定は、2014年3月25日より施行する。

別表 行政区画上における地域別

1. ラリー・スピード競技：

北海道地方－北海道全域

東北地方－青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

関東地方－新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

中部地方－富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県

近畿地方－滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方－鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方－徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方－福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県

2. レース：

十勝インターナショナルスピードウェイ（TIS）：北海道地方

スポーツランドSUGO（SG）：東北地方

エビスサーキット（EB）：東北地方

ツインリンクもてぎ（MO）：関東地方

筑波サーキット（T）：関東地方

袖ヶ浦フォレストレースウェイ（SO）：関東地方

富士スピードウェイ（F）：中部地方

スパ西浦モーターパーク（SN）：中部地方

鈴鹿サーキット（S）：近畿地方

セントラルサーキット（CE）：近畿地方

岡山国際サーキット（O）：中国地方

阿讃サーキット（AS）：四国地方

オートポリス（AP）：九州地方